

令和7年度

仙台市立小中学校等

夏季プール開放事業運営の手引

仙台市教育委員会

仙台市PTA協議会

# 目 次

## I 学校プールの開放利用について

### <運営について>

1. P T A運営によるプール開放事業について ······	1
2. 運営委員会について ······	1
3. プールの利用について（熱中症対策等） ······	2
4. 監視体制について ······	3
5. 整備すべき帳票及び用具について ······	4

### <研修について>

6. 運営委員及び監視員の研修について ······	5
----------------------------	---

### <提出物について>

7. プール開放運営マニュアルについて ······	7
8. 各種提出書類について ······	8

### <保険等について>

9. プール傷害保険及び賠償責任保険について ······	9
10. 仙台市市民活動補償制度について ······	10
11. プール開放管理運営費について ······	11
○ プール監視員研修会「受講フローチャート」 ······	12
○ 仙台市P T A協議会 傷害補償制度のご案内 ······	13

## II 様 式

1. 様式1・監視員名簿 ······	14
2. 様式1・記入例 ······	15
3. 様式2・事故報告書（プール開放での児童生徒及び監視員のけが等について） ······	16
4. 様式3・普通救命講習I相当講習受講証明書 ······	17

## III 資 料

資料1・監視員および運営当番講話資料 ······	18
---------------------------	----

### 資料2

I 学校プールの安全管理について ······	20
1. 一に管理・二に指導	
2. 学校プールの管理	
3. プールの衛生管理（一般のプール）	
4. 水泳指導実施上の諸注意	
5. 水泳監視の必要性と監視員、運営当番の心構え	

II プールでの救急法 ······	26
--------------------	----

1. プールでの事故	
2. 手当の方法	
○救命処置と止血法（仙台市消防局） ······	28

資料3・熱中症予防に関する参考情報 ······	32
--------------------------	----

# I 学校プールの開放利用について

## <運営について>

### 1. P T A 運営によるプール開放事業について

#### (1) 事業の趣旨

仙台市立小・中・特別支援・中等教育学校の施設（プール）を夏季休業日に開放し、子どもたちの健康増進、体力づくりを行うとともに、居場所を拡大し地域の生涯学習の場としての活用を図る。

#### (2) 主催

仙台市教育委員会と仙台市P T A協議会との共催事業とし、各学校P T Aが設置する「学校プール開放運営委員会」（以下「運営委員会」という。）が学校の教育活動上または管理上支障ない範囲で開放を行う。

事業中の事故については、原則として、仙台市教育委員会及び仙台市P T A協議会が主催者として責任を負うものとする。

### 2. 運営委員会について

#### (1) 設置の目的

夏季休業中の学校プールにおける児童生徒の安全な利用を図るため、プールの管理運営を行うことを目的とし、学校毎に設置する。（運営委員会の名称は、各学校P T Aの判断により定めることとする。ただし、その責務としては以下（2）～（6）の要件を満たすものとする。）

#### (2) 役割

- ① 運営委員会の開催
- ② プール開放運営マニュアルの作成
- ③ プール開放の運営
- ④ 教育委員会、学校との相互連絡、調整
- ⑤ プール開放についての情報の周知
- ⑥ 監視員の採用及び任務内容に関すること、監視員研修会の案内
- ⑦ 施設管理、衛生対策の実施
- ⑧ 事業報告書の作成
- ⑨ 会計に関すること
- ⑩ その他

#### (3) 構成

①委員は次の者または団体から各P T Aの実情に応じて、必要な人員を選び構成する。  
P T A役員、学校関係者、及び、必要に応じて子ども会育成会、町内会長、民生委員、体育協会（学区民体育振興会、スポーツ推進委員等）、青少年指導団体、監視員など。  
②委員の互選により次の役員をおく。

委員長1名、副委員長1名、書記1名、会計1名、監事2名。  
③顧問をおく。顧問は当該校長をあて、運営委員会が円滑に運営されるよう助言する。  
④プールにおける安全な水泳活動を図り、また円滑なプール運営、管理を行うため、管理責任者、衛生管理者をおく。必要な人員は運営委員会が定め、その選任も運営委員会が行う。

※管理責任者…夏季プール開放事業の運営において使用する施設設備の管理を中心となつて行う者。

※衛生責任者…夏季プール開放期間中のプール衛生の維持を中心となつて行う者。

(管理・衛生に努める範囲…P21「2 (5) 卫生管理」参照)

#### (4) 任 期

各運営委員会の実情によることとし、委員は再任を妨げない(例：6月1日より9月30日まで)。

#### (5) 会 議

プール開放期間の前後2回の開催を原則とする。またその他必要に応じ委員長が招集して開催する。

#### (6) その他の

緊急事故発生に備え、緊急連絡網または緊急連絡先一覧等を作成し、関係機関への連絡体制に遗漏のないようにする。

### 3. プールの利用について

#### (1) 利用する施設

当該小・中・特別支援・中等教育学校のプール、更衣室及びトイレ並びに必要な器具や用具を利用する。(P4「5整備すべき帳票及び用具について」参照)

#### (2) 利用の対象者

当該小・中・特別支援・中等教育学校の児童生徒とする。

※当該学校以外の児童生徒の利用については、万が一事故が起きた際の補償の問題や保護者の運営当番への関わり等の観点から原則として認めないものとする。

#### (3) 開設期間

当該小・中・特別支援・中等教育学校の教育活動上または管理上支障のない範囲内で、運営委員会が設定した期間もしくは日。

#### (4) 入泳者数の制限

1 コマの入泳者数は、施設の大きさと配置する運営リーダー及び監視員の人数を考慮し、計画する。

#### (5) プール開放の有無(熱中症対策等)

- ・プール開放の有無(熱中症対策等)については、気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイトの暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度等の環境条件に配慮した活動を実施する。その際、プール開放の中止や延期見直し等、柔軟に対応を検討し判断する。
- ・実施する際には、活動前、活動中、活動後の参加児童生徒の健康観察を十分行うこと。熱中症の疑いのある症状がみられた場合は、速やかに水分・塩分補給、体温の冷却等を行うとともに、状況によっては、迷わず救急搬送を判断する等、適切な対応を行う。
- ・運営当番や監視員の健康状態についても十分配慮し、こまめな水分・塩分補給や可能な範囲での日陰の確保等、学校の実情に応じて対応する。

#### 4. 監視体制について

運営委員会は、次の監視体制を整備する。

##### (1) 人員体制

###### ①運営当番

- 運営当番は当該学校のPTA関係者であること。
  - 原則として毎回4人以上配置し、その中から運営リーダーを1名選出する。
  - 運営当番は、協力して4.(2)①, ②の職務を遂行する。
- ※1回あたりの運営当番の配置人数は、上記人数を原則に、遊泳者数および施設の状況等に応じて安全を確保できる範囲で運営委員会が設定するものとする。

###### ②監視員

- 以下のすべての要件を満たした者の中から、運営委員会で人選し委嘱する。
  - ・18歳以上のPTA会員、学生、一般成人。高校生は不可。
  - ・水泳可能者。
  - ・手引きP5「6(2)監視員対象の研修会」を受講した者。
- 毎回2人以上配置し、4.(2)①, ③の職務にあたる。

##### (2) 職務内容

###### ①共通の職務

- 水泳監視(児童生徒の指導と監視)…P25「水泳監視の必要性と監視員、運営当番の心構え」参照
- 事故発生時の対応(運営リーダーは、児童生徒の救助、職員室、消防署等への連絡、心肺蘇生及びAED等の救命措置等の役割分担を必ず事前にを行うこと)

※監視員は、救助、救命措置等の役割を担うこと。運営当番のうち普通救命講習Iを受講した者も状況に応じて救命措置を行う。

※運営当番、監視員とともに児童生徒ならびに自身を含めた関係者の心身の安全確保に努める。(児童生徒への言葉遣いへの配慮、カメラ・スマートフォン等による撮影禁止等)

###### ②運営当番…運営リーダーを中心協力して行う。

- 事前の準備(プール開放の可否決定の情報収集、施設(プール、更衣室、トイレ等)の開錠、施設・用具の管理、水質管理、入浴者受付)
- プール開放の運営(入浴者の管理、時間の管理(開始・休憩・終了))
- 事故発生時の役割分担、対応、連絡調整等 ⇒運営リーダー
- 事後整理(日誌の記入、カード等整理、施設・用具の管理、連絡報告、施設の施錠)
- その他

###### ③監視員…主に水難防止のための安全管理、指導を行う。

- 事前の準備(塩素濃度の計測・報告、用具の点検・報告等)
- 集団活動面における指導(準備運動、児童生徒への指示(開始・休憩・終了)、児童生徒の健康状態の観察等)
- 泳力を習得させるための援助(指導プログラムに合わせ、実態に応じて行う)
- 事後整理(施錠確認、用具の点検・整理・報告)
- その他

##### (3) 監視員の報償

###### ① 運営委員会が監視員に報償として謝金を支払う。

(監視員の身分は「ボランティア(有償)」)

###### ② 謝金の額は、運営委員会が従前の例や他校の例、予算を勘案して算定する。

※支出項目は、各運営委員会の実情に合わせて区分する。

## 5. 整備すべき帳票及び用具について

プール利用に伴う諸帳簿、カード等やプールに常時備えるべき用具等については、各運営委員会において、学校と協議して決める。事故発生時に素早く対応できるように、各用具は運営リーダーの近くに備えておくようとする。

学校備品の一時貸与で対応できる物は借用して利用する。(備品については、保護者負担経費を充てないよう十分留意すること)

以下、各運営委員会で取捨選択し、あるいは足りないものを補い、実情にあわせて整備する。

### (1) 備えるべき帳票

- ア. 利用者の水泳カード
- イ. プール管理日誌
- ウ. 運営委員名簿
- エ. 監視員名簿
- オ. プール利用計画表
- カ. 監視員出勤簿
- キ. 緊急連絡先一覧
- ク. 予算書及び会計簿、領収書などの経理関係諸帳簿類 等

### (2) 準備すべき用具

救護関係のもの、指導監視関係のものなどがある。

#### ア. 救護用具

- ・救急箱(\*1) 　・ロープ等救命具 　・毛布（最低2枚）
- ・日陰を確保するテント、パラソル等（体調不良者を休ませる場所）(\*2)
- ・AED（設置場所や、持ち出す際の手順、使用方法を確認）

#### \*1 救急箱の中にそろえるもの

- [薬品（消毒薬、湿布薬、軟膏）、材料（包帯、ガーゼ、脱脂綿、絆創膏、油紙），器具（体温計、はさみ、ピンセット、毛ぬき、ナイフ）]

#### イ. 指導用具

- ・ビート板 　・笛 　・メガホン 　・鐘 　・水温計 　・時計 　・旗または標識
- ・ハンドマイク 　・帽子 　・浮具

#### ウ. 水質管理に関する器具、薬品

- ・残留塩素比色検定器 　・D P D試薬（残留塩素測定試薬） 　・pH測定器
- ・pH測定試薬 　・バケツ 　・リットルマス

※塩素系消毒薬品（液体、顆粒）については、教育委員会予算で学校から現物で配付。

それ以外の試薬等については運営委員会が購入するものとする。

#### エ. 暑さに対する対策

運営当番や監視員についても、サンダル等の着用（火傷の防止）や可能な範囲での日陰の確保、こまめな水分・塩分補給等、学校の実情に応じて対応する。なお、テント等を張って日陰を確保する場合は以下の点に留意し、十分な安全対策を講じた上で運用する。（\*2）

#### (\*2) テント等の取扱いについて

- ①台風の接近や強風の恐れがある場合や、人の目が届きにくい週末などは、テントの天幕を外す、テントを撤収するなどの対策を行う。
- ②急な突風などに備え、テントの脚は常にフェンス等に紐で括り付け、更におもしを付けるなどの対策を行う。
- ③プール開放事業終了後は、速やかにテントを撤収する。

## <研修について>

### 6. 運営委員及び監視員の研修について

プール開放事業の円滑な運営を図り、プール利用の児童・生徒の事故予防、安全の確保に万全を期すため、毎年運営委員研修会及び監視員研修会を開催している。

#### (1) 夏季プール開放運営委員対象の研修会

仙台市教育委員会及び仙台市PTA協議会は、共催により、プール開放事業を実施する各学校に設置される運営委員会の委員を対象に、「夏季プール開放運営委員研修会」を実施する。

① 目的 夏季休業中の学校プール開放に伴う運営や安全管理等のため必要な知識の習得及び各運営委員への普及

② 主催 仙台市教育委員会 仙台市PTA協議会

③ 日時 オンデマンド開催とし、受講方法は別途通知する。

④ 対象者 プール運営委員（学校、PTAから各1名）

⑤ 内容

- ・プール開放について
- ・プール傷害保険について
- ・プールの衛生管理と安全管理について
- ・提出書類について

#### (2) 監視員対象の研修会 (P12 参照)

##### ① 各学校等主催の研修会

監視員は、各学校、PTAまたは運営委員会のいずれかで開催する救命講習（普通救命講習I程度の内容）、学校または運営委員による講話（手引き P18～P32 資料1・2を活用）を受講することを原則とする。運営当番も可能な限り受講する。

※普通救命講習I…仙台市消防局主催の普通救命講習Iのこと。

※普通救命講習I程度の内容…心肺蘇生法、AED 使用方法、応急処置に関する講話と実技が含まれる3時間程度の内容

※市消防局以外が主催する救命講習（日本赤十字など）の受講においては、その内容が消防局主催の普通救命講習Iと同様のものであれば可とする。

⇒詳しくは生涯学習課にお問い合わせください。

##### ② 市教委及び市PTA協議会主催の監視員研修会

仙台市教育委員会と仙台市PTA協議会は、共催により、プール開放事業の安全を確保するため、①の研修会を受講できなかった監視員と希望する運営当番を対象に、「プール開放監視員研修会」を実施する。

ア) 目的 夏季休業中のプールを利用する児童生徒の事故防止と、救命措置に関する知識及び技術の習得。

イ) 主催 仙台市教育委員会・仙台市PTA協議会

##### ウ) 研修

###### 1) 新規受講者対象研修（実技研修あり）

- ・7月5日（土）13:30～16:45（青葉区・太白区） ※WEB講習受講者 14:30～16:45
- ・7月6日（日） 9:15～12:30（宮城野区・若林区・泉区）

※WEB講習受講者 14:30～16:45

※受講者は学校がある行政区の開催日に合わせて日程を調整し、参加することを基本とする。

※研修会当日、受講者にはプール監視員研修会受付用個票(別紙)を持参させる。

WEB講習受講者には、ID番号記入の上、持参させる。(当日受付で回収)

※事前にWEB講習を受講すると、研修会の講話分の時間が短縮されるため、仙台市教育委員会としてはWEB講習受講を推奨している。

※WEB講習：消防庁「一般市民向け応急手当WEB講習」のこと。自分の都合に合わせて救命講習の学習ができる。

(URL) <https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/index.html>



## 2) 3年以内受講経験者対象研修

- ・新規受講者対象研修の講話のみ
  - ・WEB講習
- } いずれか1つを受講

※各運営委員長は、3年以内に普通救命講習Iの受講経験がある監視員に、上記2つの研修のうち1つを受講させる。WEB講習を受講した者がいた場合、その監視員から受講ID番号(WEB講習の最終画面に表示される)を報告させる。

※WEB講習を選択する監視員については、必ず受講証明書に記載される「ID番号」を確認し、各運営委員会にて記録する。(生涯学習課へのID番号報告は不要)。なお提出時は、以前に「普通救命講習I」修了時に受領した「普通救命講習修了証」のコピーもとりまとめ、併せて提出する。

※講習を受講したが、何らかの理由で講習修了証を未受領または、紛失の場合、講習を主催した代表者が受講したことを確実に証明できる場合に限り、代表者によって受講証明書(様式3)を発行することができ、それをもって受講済みとみなすことができる。

エ) 会場 宮城野区中央市民センター(宮城野区五輪2丁目12-70)

オ) 対象者 監視員として従事する監視員及び運営当番のうち、各学校等で開催する普通救命講習Iを受講していない方

◆新規受講者対象研修：普通救命講習Iを受けたことがない方、受講後3年以上経過した方

※プール開放期間中に3年経過する方は新規受講者対象研修の対象となります。

◆受講経験者対象研修：監視員経験を問わず、3年以内に普通救命講習Iを受講した方

カ) 内容 (講話①) プール監視員の役割について(仙台市教育委員会・仙台市PTA協議会)  
(講話②) プールの安全衛生管理について(仙台市教育委員会)  
(実技) 心肺蘇生法・AEDの使用方法等について(仙台市消防局)

## (3) 監視員、運営当番への講話

※学校または運営委員会は、開放日までに監視員全員を対象に、プール監視員の役割について(20分程度)およびプール施設の使用方法や安全管理、救急技法等についての講話を実施すること(P18~P32資料1・2を活用)。

※監視員の他、運営当番の運営リーダーにもできるだけ参加してもらう。

※講話に参加しない運営当番については、P18~19資料1を配布する。

## <提出物について>

### 7. プール開放運営マニュアルについて

各運営委員会は、本事業の趣旨に基づき「プール開放運営マニュアル」を作成し、安全の確保と円滑な運営を図ることを目的に、運営委員会内や学校職員、運営当番、監視員等、関係者間で内容を共有すること。

マニュアルには以下の項目は必須で掲載し(掲載する順番は問わない)、その他の項目は、児童生徒及び地域の実態、施設の状況等に合わせて各運営委員会で判断し、掲載するものとする。

なお、マニュアルはプール開放前までに、生涯学習課に提出すること。

- (1) 運営委員会の組織
- (2) 開放日程
  - ①開放日
  - ②開放時間
- (3) 1日の運営スケジュール
- (4) 運営当番（運営リーダー含む）の任務
  - ①準備
  - ②開放中
  - ③開放後
  - ④その他
- (5) 監視員の任務
  - ①準備
  - ②開放中
  - ③開放後
  - ④その他
- (6) プール監視中の確認事項
  - ①監視体制
  - ②用具（種類と数、設置場所等）
  - ③その他
- (7) 事故発生時の対応について
- (8) 災害発生時の対応について

## 8. 各種提出書類について

(1) 各委員会は、プール開放前までに次のものを生涯学習課に提出する。提出がない場合はプール開放ができないものとする。

- ①プール開放運営マニュアル
- ②緊急連絡網（または緊急連絡先一覧等）
- ③講習修了証のコピー（3年以内に普通救命講習Ⅰまたは同等の講習を受講した者を対象）
- ④監視員名簿（様式1）

※①～③については、6月27日（金）までに提出する。

※④については、

・7月5日（土）、6日（日）の研修会参加者分を反映させた名簿は、6月27日（金）までに生涯学習課に提出する。

※提出方法は巡回メール便とする。ただし、④監視員名簿は、グループウェアC4thにて電子データで提出する。（電子データでの提出ができない場合は紙文書を巡回メール便で送付）  
電子データによる送付先：グループウェアC4th「個人連絡」生涯学習課 谷口 春香 宛

(2) 各委員会は開放事業終了後、8月29日（金）までに「小中学校等夏季プール開放事業報告書」を生涯学習課に提出し確認を受ける。

※報告書様式はC4th書庫よりダウンロード可能

(3) 開放期間中にけが等の事故が発生したとき、運営委員長は直ちに生涯学習課に報告するとともに、「事故報告書（プール開放での児童生徒及び監視員のけが等について）」（様式2）を提出する。

(4) 各種提出書類様式データについては、C4th「書庫」生涯学習課フォルダ内に保存。

## <保険等について>

### 9. プール傷害保険及び賠償責任保険について

プール開放事業に伴う事故が発生した場合、当該学校の運営委員長は直ちに教育委員会に報告するとともに、「FAX送信票（プール開放での児童生徒及び監視員のけが等について）」

（様式2）を提出する。仙台市教育委員会は、事故の詳細な状況の把握に努め、仙台市PTA協議会と情報を共有する。また、仙台市教育委員会及び仙台市PTA協議会は下記の分担で保険に加入する。

#### （1）プール傷害保険

##### ①概要

仙台市教育委員会及び仙台市PTA協議会が契約者となり、仙台市PTA協議会加入の全単位PTAが設置する運営委員会によるプール開放における「児童生徒及びPTA会員（仙台市PTA協議会契約）」・「監視員（仙台市教育委員会契約）」の場内でのケガ及び家から通常の往復通学路上におけるケガを補償する。

##### ②給付の対象・範囲

- ・夏季プール開放事業に係る運営当番、監視員、参加する児童生徒全員及び運営委員
- ・プールでの傷害及び家からプールまでの通常の往復通学路上における事故によるもの

##### ③給付の対象にならないもの

- ・通常の通学路をはずれた場合の事故  
(市P協における民間保険会社加入の保険は対象となる。)

- ・天災、地変に起因する事故
- ・自殺や無免許、暴走、飲酒運転等の違法行為及び故意による事故
- ・創傷伝染病（丹毒、敗血症、破傷風、プール熱、トラコーマ等）
- ・本人の疾病に起因するもの

##### ④契約内容

- ア. 仙台市PTA協議会契約（民間保険会社）「プール開放事業保険」

※保険金額は令和5年度金額

対象	摘要	保険金額
児童 生徒	死 亡 (後遺障害)	1,000万円 (～1,000万円)

##### a. 保険料

仙台市PTA協議会傷害補償制度に加入していることを原則とし、仙台市PTA協議会が保険料を負担し一括して加入する。よって、保険料は徴収しない。

##### b. 申請手続き

ケガが発生したら、保護者が保険会社に連絡し、手続きする。

（傷害補償制度に同じ）

※学校は、別紙事故報告書（様式2）にて生涯学習課にケガの報告をする。

##### イ. 仙台市教育委員会契約（民間保険会社）※保険金額は令和6年度金額

対象	摘要	保険金額
監視員	通院治療	1日 2,300円（限度日数90日）
	入院治療	1日 3,700円（限度日数180日）
	死亡（後遺障害）	1,000万円上限

##### a. 保険料

仙台市教育委員会が保険料を負担し一括加入する。よって保険料は徴収しない。

### b. 給付金の申請手続き

ケガが発生したら、仙台市教育委員会生涯学習課(TEL 214-8887 FAX 268-4822)へ連絡する。

生涯学習課から、保険金請求書の用紙を送付するので、必要書類を添付して、生涯学習課に提出する。

※監視員は身分的には有償ボランティアとなり、雇用関係にはないため、労災保険の適用とはなりません。

### ⑤傷害事故発生の概況（令和6年度）

#### ア. 事故発生件数

小学校	中学校	監視員	合計
3	-	1	4

#### イ. 発生場所

プール内	プールサイド	更衣室	登下校	その他
2	0	0	1	1

#### ウ. 受傷箇所

頭部	顔面	耳	目	歯	唇	手	腹部	足	その他
1	0	0	0	0	0	1	0	2	0

### (2) 賠償責任保険

プール監視中のPTA会員及び監視員の過失により、プール利用者等にケガをさせたり、物に損害を与え賠償責任を負うとき、賠償額の範囲内で保険金を支払う。

#### ○仙台市PTA協議会契約（民間保険会社）

※P13「仙台市PTA協議会 傷害補償制度のご案内」参照

#### ○仙台市教育委員会契約（民間保険会社） ※保険金額は令和5年度金額

対象	摘要	保険金額
監視員	対人賠償	1名につき 1億円
	対物賠償	1事故につき 50万円

### (3) その他 仙台市PTA協議会 傷害補償制度分（PTA行事参加中に適用される保険）

※P13「仙台市PTA協議会 傷害補償制度のご案内」参照

## 10. 仙台市市民活動補償制度について

### (1) 概要

仙台市市民活動補償制度は、市民の方々が安心かつ自立して地域づくりに参加できるように、市が実施・運営するものである。事前の登録は不要で、万が一、事故にあったときは、区役所・総合支所へ問い合わせる。

### (2) 給付の対象・範囲

- ・夏季休業中の学校プールの運営当番
- ・プールでの傷害及び家からプールまでの通常の往復経路における事故によるもの

### (3) 傷害事故

対象	摘要	保険金額
運営当番	通院補償金	1日 900円
	入院補償金	1日 2,700円
	死亡補償金	290万円
	後遺障害補償金	8万7千円～290万円
	手術補償金	入院保障金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じる (入院補償金が支払われる場合で、治療のため所定の手術を受けたとき)

#### (4) 賠償責任事故

対象	摘要	保険金額
運営当番	身体賠償	1名につき 100万円まで 1事故につき 500万円まで
	財物賠償	1事故につき 50万円まで
	保管物賠償	1事故につき 50万円まで

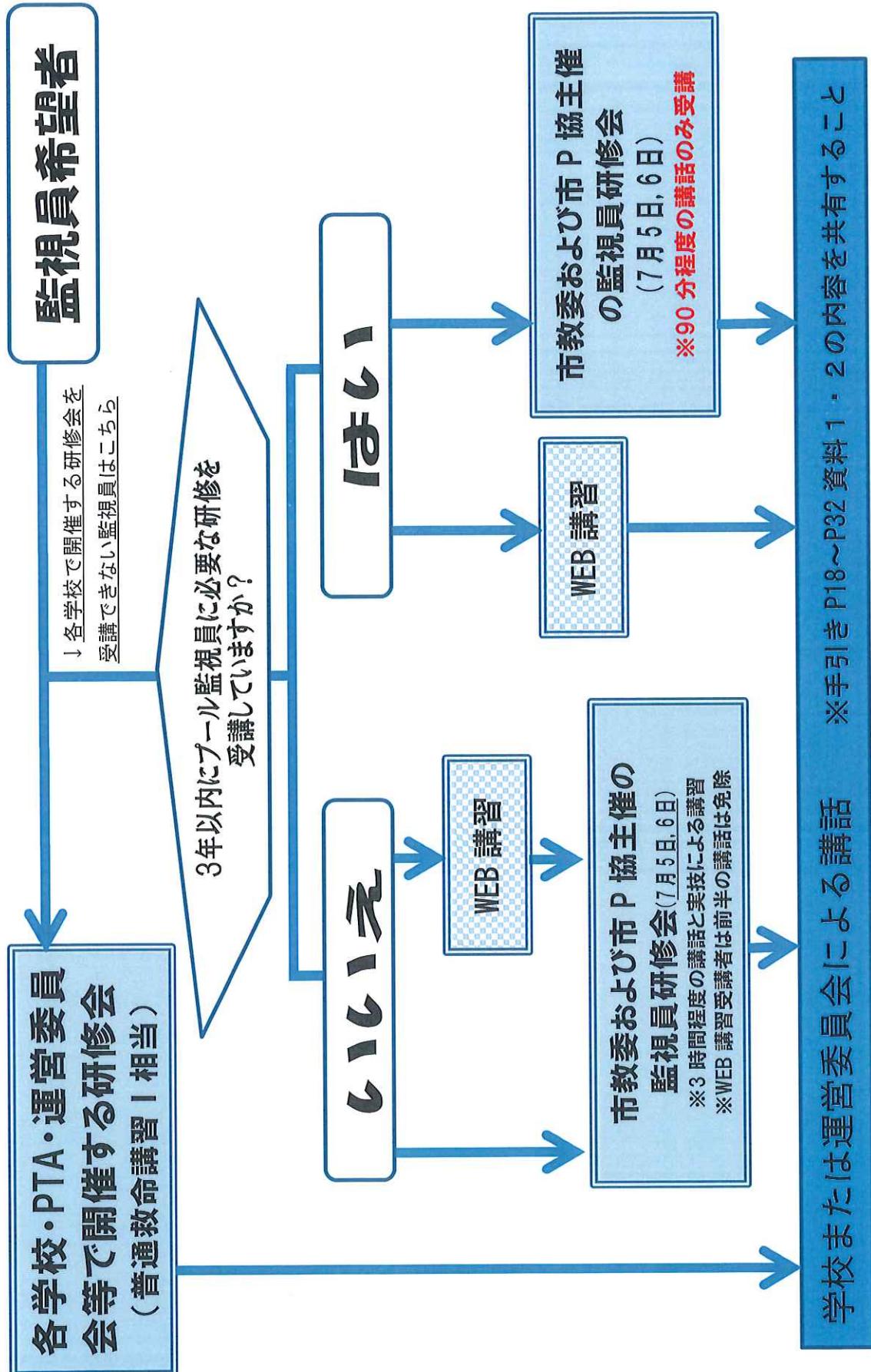
※ 事故が発生した際、お住まいの区役所または総合支所のまちづくり推進課に連絡し、所定の様式を提出。審査後、要件を満たしていれば補償適用となる。ただし、謝礼を受け取っている監視員は対象外となる。

青葉区役所まちづくり推進課	TEL 225-7211 (代)
宮城野区役所まちづくり推進課	TEL 291-2111 (代)
若林区役所まちづくり推進課	TEL 282-1111 (代)
太白区役所まちづくり推進課	TEL 247-1111 (代)
泉区役所まちづくり推進課	TEL 372-3111 (代)
宮城総合支所まちづくり推進課	TEL 392-2111 (代)
秋保総合支所まちづくり推進課	TEL 399-2111 (代)

#### 11. プール開放管理運営費について

- (1) 各学校のPTAやプールを利用する児童・生徒を有するPTA会員が負担する運営費をもってあてる。併せて仙台市教育委員会から、仙台市PTA協議会に対し、各学校のプール開放事業の管理運営に必要な経費（監視員報償費）の一部を補助するため、「プール運営費補助金」を交付している。
- (2) プール開放管理運営費の項目、予算は運営委員会毎に実情に応じて決める。  
項目については、以下の例を参考にし、設定する。
  - ①会議費（委員会、監査等）
  - ②報償費（監視員の謝金等）…市の「プール運営費補助金」対象科目
  - ③消耗品費（事務用品、帽子、旗、その他の必要物品で、金額が税込2万円以下のもの）
  - ④食糧費（反省会等）
  - ⑤印刷費（カード、チラシ等）
  - ⑥雑費
  - ⑦予備費
- (3) プール運営費の会員負担額は、運営委員会毎に決める。  
この場合、前年度の負担額、人員及び予算等を勘案して算定する。
- (4) 委員会で互選された監事（2名）から、決算について監査をうけるものとする。
- (5) 学校プールの施設設備及び付属施設設備、更衣室、トイレの設備及び修繕については、原則として教育委員会で対応する。
- (6) 学校プールの消毒薬品については、教育委員会予算で学校から現物で配付される。

## 「受講フローチャート」



# 2025年 仙台市PTA協議会

# 仙台市PTA協議会 会員の皆様へ 傷害補償制度のご案内

仙台市PTA協議会は、児童生徒の心身ともに健やかな成長と、PTA会員が安心してPTA活動ができる事を心から願っています。日常生活やPTA活動においての傷害事故・賠償トラブル等は全く予想ができず、思ひがけないところで起こります。このような事故に対してPTA会員の皆様に、以下の補償を提供しています。なお、**保険料はPTA協議会会費1,000円に含まれておりますので、保険料だけの集金はございません。**

\*「傷害補償制度」とは、学校契約団体傷害保険・PTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険の総称です。

## 補償する主な例



### 児童生徒

- ☆学校管理下外で起きた傷害による治療・死亡に  
    **対して保険金の請求ができます。**
- ・家庭でのケガ
- ・公園などで遊んでいてのケガ
- ・スポーツをしていてのケガ
- ・PTA活動に参加してのケガ
- ・登校、下校中のケガ
- ・外来の手術
- ... 等



### PTA会員

- ☆PTA主催（共催）の行事に参加、活動中の傷害  
    による治療・死亡に**対しての補償、活動に伴い発  
    生した管理者としての賠償責任を負担することで  
    生じる賠償金を補償**しています。
- ・PTA主催のスポーツ大会でケガをした
- ・PTA会議・総会中にケガを負った（往復途上含）
- ・地域の草刈活動中に近所のお宅の一部を破損した
- ・プール開放時に熱中症
- ... 等

保険期間：2025年4月1日～2026年4月1日

※通院は90日限度・入通院合算で180日限度となります。

対象者ならびに条件		補償項目	保険金額（補償限度額）	補償内容ならびに特記事項
I 児童・生徒 証券番号 Y209432716	学 校 管 理 下 外	死亡・後遺障害	65万円	後遺障害については、障害の程度により保険金額の4%～100%をお支払いします。
		入院日額	900円	事故発生から180日以内で治療期間8日間以上の場合に1日目から補償（180日限度）
		手術	4,500円～9,000円	事故発生日から180日以内の入院中の手術は入院日額の10倍、外来の手術は入院日額の5倍の金額をお支払いします。
		通院日額	600円	事故発生から180日以内で治療期間8日間以上の場合に1日目から補償（90日限度）
II PTA会員 (児童・生徒) ※1 証券番号 Y209398917	PTA行事 参 加 中 ※2プール開 放事業中 を含む	死亡・後遺障害	300万円 ※3 (365万円)	後遺障害については、障害の程度により保険金額の4%～100%をお支払いします。
		入院日額	3,000円 ※3 (3,900円)	事故発生から180日以内で治療期間1日目から補償（180日限度）
		手術	1.5～3万円 ※3 (1.95～3.9万円)	事故発生日から180日以内の入院中の手術は入院日額の10倍、外来の手術は入院日額の5倍の金額をお支払いします。
		通院日額	2,000円 ※3 (2,600円)	事故発生から180日以内で治療期間1日目から補償（90日限度）
III PTA会員 ※1 証券番号 Y209397693	PTA行事 参 加 中	対人	1億円 / 1事故10億円	PTA活動において第三者への賠償責任を負った場合に各種費用をお支払いいたします。
		賠償 対物	500万円	・自己負担として対人・対物について1,000円・借用物について5,000円を適用します。
		借用物	10万円 / 期間中500万円	・自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任はお支払いできません。

※1 上記II、III「PTA会員」とは、児童・生徒および両親の他に、同居の親族の方、PTA行事への参加が事前にPTAにより認められた方も含みます。

※2 プール開放中にに関して、児童・生徒およびPTA会員の傷害補償制度は、上記II、III「PTA行事参加中」となります。

※3 カッコ内の保険金額は、PTA活動中の児童・生徒に関わる治療期間が8日以上の場合の保険金額です（治療期間が8日以上の場合には、I 学校管理下外補償と合算した金額となるためです）。治療期間が7日以内の場合には、児童・生徒についてもII PTA会員と同額の補償となります。

### 事故が発生したら（3つのご連絡方法から選択して下さい）

※事故連絡の方法①～②いずれの場合でも、必ず“契約者名：仙台市PTA協議会”とお申し出ください。

- ①事故が発生したら、保護者の方が下記事故受付センター（東京海上日動安心110番）へお電話にて事故報告をしてください。  
その後、保険会社よりご連絡差し上げ、お手続きを進めさせて頂きます。
- ②インターネット事故連絡  
「東京海上日動 事故受付」と検索、東京海上日動HPよりインターネット事故受付が可能です。  
受付画面「ご連絡事項等」の欄へ ★メールアドレス ならびに ★ご住所 を必ずご入力をお願いいたします。
- ③右記QRから上記インターネット事故受付サイトへアクセス可能です。  
\*ご使用的パソコン・スマートフォン等によってはアクセスできない場合があります。  
\*所定のお手続き完了後に、ご指定いただいた口座に保険金をお支払いいたします。また、事故に係わる情報につきましては所属の学校と情報共有させていただきます。  
\*「ご連絡事項」の欄に連絡先ご住所、携帯番号を必ず入力してください。ショートメールにて保険請求手続きに関するご案内等させていただく場合がございます。



QRコード

東京海上日動火災保険株式会社

（非幹事保険会社）損害保険ジャパン株式会社  
AIG損害保険株式会社

■事故受付センター（事故報告はこちら）：TEL 0120-720-110

【受付時間】24時間365日

■取扱営業店：東京海上日動火災保険(仙台支店) 専業チーム TEL:022-225-6540

■取扱代理店：ファイナンシャルアライアンス(仙台支店) TEL:022-796-0781

【証券番号】 I 学校契約団体傷害保険：Y209432716 II PTA団体傷害保険：Y209398917 III PTA賠償責任保険：Y209397693

24TC-005825 2024年12月

No.	監視員 氏名	性別 (日付を記入) 学校で受講 (日付を記入)	【新規対象】 未受講者または受講後3年以上経過者 令和4年(2022年)8月31日以前に受講) 対象の講習				【経験者対象】 受講後3年以内(令和4年(2022年)9月1日以降に受講)経験 者対象の講習				他プールの監視をする場 合、その学校名	
			7月5日(土) 午後 (青葉・太白区)		7月6日(日) 午前 (青葉・宮城野・泉区)		他機関で 受講		7月5日(土) 午後 (青葉・太白 区)			
			通常	WEB	通常	WEB	WEB講習ID 番号 連絡済	WEB講習ID 番号 連絡済	WEB講習ID 番号 連絡済	WEB講習ID 番号 連絡済		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

※6月27日(金)までグループウェアC4thにて提出。提出後に監視員を追加または削除する場合は、都度提出する。

※電子データによる提出先:グループウェアC4th個人連絡「生涯学習」登録者登録者番号

※3年以内に受講経験した者については、講習修了証の写しをとりまとめ、巡回メール便で生涯学習課 普活宛に提出する。

学校番号( ) 仙台市立( )学校

様式1

No.	監視員 氏名	性別 (日付を記入)	【新規対象】 未受講者または受講後3年以上経過者(令和4年(2022年)8月31日以前に受講)対象の講習		【経験者対象】 受講後3年以内(令和4年(2022年)9月1日以降に受講)経験者対象の講習			
			WEB講習 ID番号 確認済	他機関で受講	7月5日(土) 午後 WEB	7月6日(日) 午後 (青葉・太 白区)	WEB講習ID番 号 確認済	前回研修会 受講年月
例1	○○ ○○	男			○			
例2	□□ □□	女			○	○		
例3	△△ △△	男	R7.7.12					
例4	☆☆ ☆☆	女						
例5	×× ××	男						
例6	▽▽ ▽▽	女						
例7	●● ●●	男						
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

※6月27日(金)までグループウェアC4thにて提出。提出後に監視員を追加または削除する場合は、都度提出する。

※電子データによる提出先:グループウェアC4th「個人連絡」生涯学習課 谷口 春香宛

※3年以内に受講経験した者については、講習修了証の写しをとりまとめ、巡回メール便で生涯学習課 青沼宛に提出する。

# 夏季プール開放事業 事故報告書

C4th 個人連絡、E メールのいす  
れかにて送付願います

(発信日 令和 年 月 日)

宛先	生涯学習課あて		
用件	プール開放での児童生徒および監視員のけが等について		
1 学年組	氏名 ( 年 組 )		
監視員	氏名	生年月日	
	住 所	TEL	
2. けがをした日時			
3. けがをした場所			
4. けがの部位と程度			
5. けがの原因			
6. その他			
発信者	仙台市立	学校 (学校番号 :	)
	氏名 :		

※この報告は、けがの内容と件数を把握するためのものです。けがの大きさにかかわらず必ずご連絡ください。本報告書を送信される前に、お手数ですが生涯学習課までご一報くださいますようお願いいたします。

※個人情報漏えい防止のため、メールアドレスをよくお確かめの上、送信願います。

【連絡先】生涯学習課

TEL : 214-8887

メール : kyo019310@city.sendai.jp

普通救命講習 I に相当する講習を受けながら、何らかの事情で  
修了証または証明書が発行されない場合にご活用ください。

様式 3

令和〇年〇月〇〇日

仙台市教育委員会 生涯学習課長 宛

仙台市立〇〇〇学校（夏季プール開放委員会）  
校長（または運営委員長） 〇〇 〇〇 印

講習を主催した団体名とその代表者名

押印

### 普通救命講習 I 相当講習 受講証明書

本校（運営委員会）主催救急救命講習会において、以下の者が仙台市消防局主催  
普通救命講習 I に相当する講習を受講したことを証明いたします。

【受講者氏名】 〇〇 〇〇 (よみがな)

【受講日】 令和〇年〇月〇〇日

※普通救命講習 I の内容…心肺蘇生法、AED 使用方法、応急処置に関する講話・  
実技が含まれていること。

- ◇お手数ですが、原本を生涯学習課長宛てに送付願います。
- ◇もし、受講者から次年度も監視員を希望する場合を想定し、証明書  
の発行を求められた場合は、もう一部作成してお渡しください。

〔連絡先〕

仙台市立〇〇〇学校  
〇〇 〇〇  
電話：〇〇〇-〇〇〇〇

## 仙台市小中学校夏季プール開放

### 監視員および運営当番講話資料

仙台市教育委員会 生涯学習課

#### 監視員・運営当番（運営リーダー）とは

##### 1 児童・生徒のためのプール開放に欠かせない人材

- (1) 体力向上、泳力養成、健康増進
- (2) 夏休みの子どもたちの楽しい活動の場の確保

##### 2 自覚と責任感が必要

- (1) 子どもたちの命、安全を預かるとの重大さ
- (2) 求められる自覚

##### 3 やりがいのある役割

- (1) 意義のある役割に取り組む喜び
- (2) 慕われ、感謝される立場

**子どもを守る自覚と責任感を！**

#### 監視員・運営当番（運営リーダー）の役割

子どもたちの安全管理徹底のためには、監視員・運営当番の体調管理が何よりも大切。交代要員も含め運営スタッフが常に万全な体調でプール開放に臨むことができるよう、熱中症対策等、十分な配慮を心がける。

##### 1 監視員の役割

###### (1)事前の準備

- ・塩素濃度の計測、報告
- ・用具の点検、報告等

**安全が全てに優先！**

###### (2)水泳監視

**厳しい指導も必要！**

###### ①遊泳前

- ・トイレ
- ・準備運動
- ⇒ 遅れた子どもにも、確実に指示を！
- ・身体を洗う（シャワーまたは腰洗い槽）
- ⇒ 清潔のため 体温を下げるため

###### ②遊泳中

- ・水への入り方（飛込みの禁止！）
- ・休憩のとり方（例 遊泳20分 休憩5分）
- ・熱中症への留意
- ・事故発生時の救護
- ・約束ごと（悪ふざけをしない！ プールサイドを走らない！ 指示を守る！）
- ・泳力を向上させるための援助（指導プログラムに合わせ、実態に応じて行う）
- ・途中でプールサイドから出るとき（必ず報告！）
- ・プール内での放尿、たん、つばの吐き捨てを禁止
- ・体調が悪くなった場合には、無理をさせずに、すぐにプールから上がるよう指示

###### ③遊泳後

- ・「あがれ」の指示で速やかにプールから出る。 ←水中およびプール底の確認
- ・遊泳者の異常を確認（具合の悪い者 等）
- ・身体や目をよく洗わせる。
- ・プールサイドの掃除（ごみを拾い、水を流す 苔の生えているようなところはデッキブラシで）
- ・日誌等の記入
- ・開放備品を元の位置へ
- ・プールの中、プールサイド、更衣室等の点検後、施錠、職員室へ報告

## 2 運営当番（運営リーダー）の役割

### (1) 事前の準備

- ・プール開放の可否決定の情報収集
- ・施設の開錠
- ・入泳者の受入等
- ・テント等 設備の安全確認

### (2) 開放の運営

- ・入泳者の管理
- ・時間の管理（開始・休憩・終了）
- ・事故発生時の対応
- ・連絡調整等

### (3) 事後整理

- ・日誌の記入
- ・カード等整理
- ・連絡報告
- ・施設の施錠の確認
- ・テント等 設備の安全確認

### (4) 設備管理

#### 安全を守る設備の重要さ

- ・ろ過機、シャワー、足洗い場、トイレ、腰洗い槽 等
- ・プール備品（コースロープ、ビート板、ヘルパー）
- ・消毒用器具、薬品類（測定試薬、救急薬品、救急用品）
- ・清掃用具
- ・その他（ろ過機用けいそう土、温度計、水温計など）

### (5) 衛生管理

#### 清潔さを守る手立て

- ・プールでの疾病（流行性結膜炎、中耳炎、感冒、赤痢 等）
- ・水質基準（pH値、残留塩素値）
- ・消毒剤（塩素系錠剤・顆粒、次亜塩素酸ソーダ）
- ・プールに入れない者（心臓病、伝染性疾患、耳鼻疾患 等）
- ・健康管理（発熱、下痢、顔色の悪さ、睡眠不足、空腹の者 等）

#### **異常を見逃さない目**

### (6) 学校と監視員、運営当番（運営リーダー）同士との連絡調整をしっかりと行う。

- ・開放の有無の確認 → 水温・気温・残留塩素の測定
- ・確認事項にそって確認 → プールサイド、プール内に異状がないか
- ・備品の点検 → ホイッスル、薬品箱、点検器具等

## 3 非常時の対応

#### **日頃の心構えが大切！**

### (1) 一刻も早い発見を

- ・おぼれている者の発見
- ・具合の悪い者の発見
- ・運営リーダー（運営当番）との協力
- ・児童生徒への指導 「異常を発見したらすぐ報告！」（子ども同士の目配り）

### (2) 迅速な対応を

- ・水から上げて状況の把握
- ・一人で行うのではない！
- ・役割分担を明確にする（救命処置、職員室への連絡、医師・救急車の手配）
- ・救命講習の重要性

### (3) 万が一を考えての周到な準備を

- ・非常時の対応についての備えを
  - ・児童、生徒の対応に困った場合は、すぐに学校の先生に相談すること
- ※一連の手順について、常に把握しておくことが大切

**子どもたちに、プールで泳ぐ楽しさを味わってほしい。  
一人の事故もなく、無事夏休みが終り、元気に学校に行ってほしい。**

## I 学校プールの安全管理について

### 1. 一に管理・二に指導

この言葉は、学校において教師が海やプールで水泳指導をする際に、多くの指導者が児童の事故を未然に防ぐ言葉として、絶えず語られてきた体験からなる言葉である。

「海やプールの水泳指導は教室の中で行われる学習指導と異なり、大変危険なものであり、一つ間違えば“死”にもつながるので細心の注意を払うべし。指導も大切だが、充分に安全管理を怠ることなかれ。」という警告なのである。

### 2. 学校プールの管理

学校プールにおける管理は、常にそれが安全につながるということを忘れてはならない。

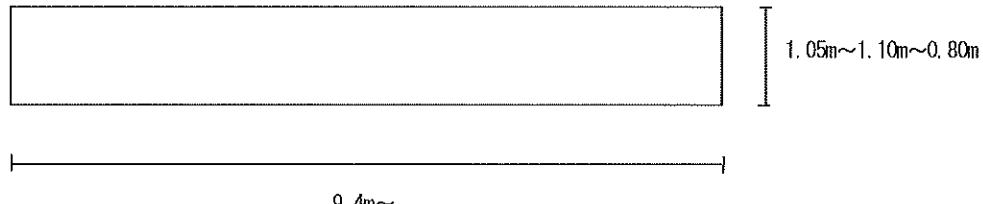
プールの設備管理、プールの衛生管理はすべて清潔につながるものであり、それは安全につながり、事故を未然に防ぐ結果となってはつきり現れてくる。

さらに人的管理を充分に行い、事故を防ぐとともに、溺者を一刻も早く発見し、援助するために細かな配慮をすることが大切である。

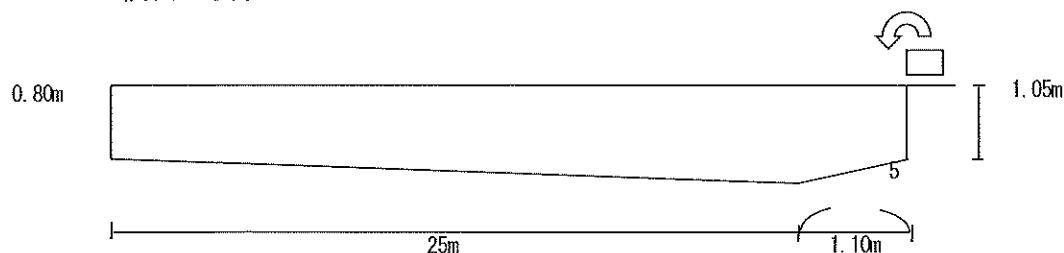
#### (1) 学校プールの設備

管理するためには、その設備について理解することが肝要である。市立小中学校のプールは下図のような大きさである。

A 縦及び水深



B 横及び水深

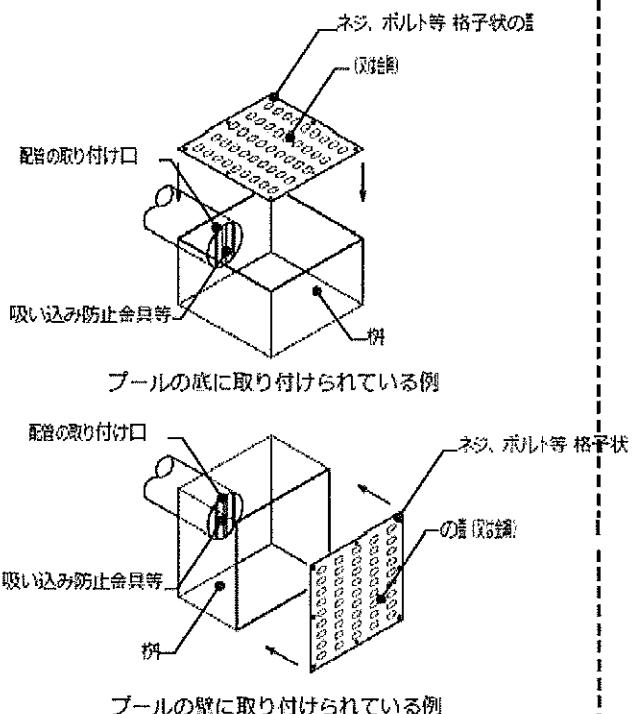


※「排(環)水口」とは ..... 「プール水を排水・循環ろ過するための吸い込み口」

プール水の排水口及び循環ろ過のための取水口(吸水口)をいう。また、起流、造波、ウォータースライダーまたは他のプールへ循環供給するためのプール水の取水口も含む。

循環ろ過方式の排(環)水口は排水と取水(吸水)を兼用する場合が多く、通常、ポンプで水を取り込む取水口(吸水口)は箱形の枠がプールの床や壁に取り付けられ、格子状の蓋(又は金網)(以下、「排(環)水口の蓋等」又は「蓋等」という。)がネジ、ボルト等によって固定されており、枠の中にポンプへの配管がある。この他に循環ろ過方式では、ろ過したプール水を戻すろ過吐出口等がある。

本指針で用いる「排(環)水口」はこれまで使用されている排水口、返還水口、循環排水口、吸込み口、吸水口、取水口等を同義語として扱い、これらの管の取り付け口と箱型の枠を一体として定義している。



### ①更衣室

男女別になっている。収容力のない狭い更衣室もあるので、事前に広さを確認したほうがよい。特別にない場合は教室を利用させてもらう。

### ②便所

プール付属のものがないときは、校舎内の便所を使用させてもらうが、なるべくプールに近いところがよい。衛生に注意させ、サンダルを使用すること。

### ③シャワー

プールに入る前には、必ずシャワーで全身を洗わせる。心臓に遠い、手、足、頭、腹、胸の順に水を浴び、充分に洗う。

出し放しのシャワーにパッと入り、頭から浴びるのは体によくない。

最後のものは忘れないで栓を止める。

### ④足洗い場

プールの出入り口に設置されているので、まずここを経由してから、更衣室に入る。

学校によっては脱衣して、シャワーを浴びる前に足を洗うところもある。

### ⑤ろ過機

プール内の汚濁を防ぐ装置で、水が循環し、プール内の毛髪、ごみ、あか、ほこりなどをろ過膜で除去する。事前に取り扱い方法を学校側から教えてもらい、操作ミスのないようにするとともに、2~3日に一度清掃する。

### ※腰洗い槽について

日本学校保健会発行の「学校における水泳プールの保健衛生管理」によると「必ず使用し

## 資料2

なければならないものではない」とあるため、P.24「4. 水泳指導実施上の諸注意 (1) 遊泳前」の項目から「腰洗い槽によくつかる」との表記を削除している。腰洗い槽を使用する際は、アトピー性皮膚炎等皮膚の弱い児童に対して、事前に把握する方法を工夫し、実状に合わせて個別に対応する（シャワーを使用させる等）。

### (2) プールの備品類

#### ①ビート板

バタ足練習に効果的である。

#### ②コースロープ

競技のときや練習内容を区分するときに使用する。

### (3) 消毒用器具・薬品類

残留塩素比色検定器、D P D 試薬、塩素系消毒剤、バケツ

救急薬品（消毒液、ガーゼ、包帯、粘着テープ、傷ばんそうこう、目薬等）

救急用品（ちり紙、体温計、三角布、毛布、ピンセット、はさみ等）

### (4) 合図用具 ホイッスル、携帯メガホン、ハンドマイク、かね

### (5) 清掃用具 バケツ、ホース、デッキブラシ、たわし、竹ぼうき、ちりとり、浮遊物除去用ネット、ごみバケツ

### (6) その他 監視台、ベンチ、ストップウォッチ、温度計、水温計

\* (2)～(6)の備品等については運営当番（運営リーダー）および監視員が保管場所を確認し、使用後は使用前の状態にもどしておくことが大切である。

## 3. プールの衛生管理

### (1) プールでの疾病

プール内での衛生管理が劣悪であると、次のような疾病が発生しやすいので注意する必要がある。

①咽頭結膜熱（プール熱）

②流行性角結膜炎（はやり目）

③急性出血性結膜炎（アポロ病）

④夏かぜ

⑤伝染性軟属腫（水いぼ）

⑥手足口病

⑦ヘルパンギーナ

⑧急性外耳炎・中耳炎

⑨伝染性膿瘍疹（とびひ）

プールに起因する感染症は急速にまん延するものがあるので、充分な措置が必要である。

### (2) 水質基準

①水素イオン濃度はPH値で5.8以上8.6以下であることが望ましい。（水道水の基準と同じ）

②透明度に留意し、プール底が明確に見え、濁度は2度以下であることが望ましい。

③過マンガン酸カリウム消費量12mg/l以下であることが望ましい。（プール内のあか、人脂、

鼻汁、たん、付着物、水着の色素、化粧品、水中の藻、放尿、空気中のじんあい等）

※過マンガン酸カリウム消費量…水中の有機物量による汚染の程度を表す水質 指標

④残量塩素濃度は、下限は0.4mg/l以上でなければならない。また、上限は1.0mg/l以下であることが望ましい。（1時間毎に測定することが望ましい）

## 資料2

⑤大腸菌は、検出されてはならない。一般細菌数は、1ml中200コロニー以下であること。

これらの基準を保持していくためには、入浴前に充分身体をシャワーで洗い、清潔な身体で入らなければならない。(用便後再び入場するときは、身体を充分に清浄できるための処置が講じられていること。)

⑥総トリハロメタンは0.2mg/l以下であることが望ましい。

### (3) 消毒剤

市内の小学校ではプールの水を消毒するのに塩素系錠剤、顆粒を使用している。

・足洗い場 遊離残留塩素が50~100mg/lを保つようにする。

(参考) 腰洗い槽 遊離残留塩素が50~100mg/lを保つようにする。

<注意>

・薬剤の取扱いについては事前に学校から指導を受けておくこと。

・指定された薬剤を使用すること。

・児童が手をふれたりしないよう、管理すること。

### (4) プール内

プールの水は、残留塩素比色検定器で1時間毎に測定し記録する。水質基準の④で述べたように下限は0.4mg/l以上でなければならない。また、上限は1.0mg/l以下であることが望ましい。基準より低い場合には消毒剤を投入し、基準水質に達するよう留意しなければならない。

特に、晴天の日は残留塩素が急激に下がるので注意する。

その他、プール内での放尿、たん、つばの吐き捨てについては遊泳前に注意する。

また、ほこり・油煙、昆虫、木の葉等の浮遊物は除去用ネットでくい取り、汚濁防止に心がけるとともに、排水口や柵の状態などについても併せて点検する。

プール使用後の清掃は、デッキブラシでプールサイドに塩素系顆粒をまいて洗う。

腰洗い槽、足洗い場の水を抜き、中を充分に洗っておく。

### (5) 子どもの安全指導

すべての児童に安全衛生に対する習慣、態度、正しいプールマナーを身に付けさせるため、プールでの病気や事故、プールの汚染が起こらないように指導し、これに必要なことを充分注意させなければならない。プールサイドにおける火傷などにも注意が必要である。

このことは学校の水泳指導で充分指導を受けているものの、夏休みのプールということで開放的な気分になって、ややもすると、諸注意が徹底されない場合もあるので、何回も注意を受けようなどの児童については、厳しい態度で臨みたいものである。

### (6) 水泳に注意が必要な者

水泳を実施するのに注意が必要な児童生徒、あるいは、禁止を要する児童生徒については、医師等の診断結果を最優先とし、関係者の総合的な判断によって決定するとともに、その取扱い方を各学校のプール管理運営委員会で明確にしておくことが大切である。

健康診断の結果、ある条件のもとに水泳の実施が可能と判断された児童生徒の取扱いには、その病状に応じた運動の質と量を十分に配慮しなければならない。

また、指導に当たっては、学校や学校医等との連携を図るとともに、保護者や本人と十分話し合う必要がある。

## 資料2

- ・心臓病、腎臓病の者（特に専門医の判断を要する。）
- ・呼吸器疾患の者（気管支炎、肋膜炎、肺結核性疾患など。）
- ・急性中耳炎、急性外耳炎、伝染性結膜炎の者
- ・病気直後、手術直後の者
- ・過去に意識障害を起こしたことのある者
- ・プールを介して他人に感染させるおそれのある疾病に罹患している者

これらに該当した児童生徒のうち、治療によって水泳指導までに完治してしまう者や条件を付ければ参加できる者もいると思われる所以、各学校プール管理運営委員会は、学校を通じて健康相談を行い、治療の勧告や水泳に参加するときの注意事項などを、それぞれに応じて児童生徒及び保護者に指導しておくことが大切である。

また、その日の健康観察をしっかりと行い、健康状態が悪い場合は参加させないようにする。

### 4. 水泳指導実施上の諸注意

教科体育で水泳指導を受ける児童は、安全のためにそれぞれの発達段階に応じて、プールマナーを教師から指導されている。

どのような指導をしているのかは次のとおりである。

#### (1) 遊泳前

- ①必ず足洗い場に入ること。
- ②トイレに行き用便をすませること。
- ③筋肉、関節を中心に、準備運動を十分に行うこと。
- ④からだをよく洗うこと。からだ全体、特に腰部と手足、頭などの汚れを入念に洗うこと。
- ⑤大きく名前をかいだ水泳帽子をかぶること。

#### (2) 遊泳中

ア. 水に入るときは、急に飛びこまないでプールの深さを確かめながら静かに入る。

イ. 練習の仕方として、最初からいきなり激しい練習や長時間の遊泳はさせない。

（例）遊泳 10 分—休憩 10 分—遊泳 15 分—休憩 15 分

遊泳した時間だけ休憩をとることが保健上よいとされている。

ウ. 日照に対する注意としては、強い直射日光のもとでは、ひんぱんに頭を水でぬらすようにしたり、休憩時は体の水を拭き取り、肩にタオルをかけさせる。

エ. 異常発生のとき

- ・溺れかかった者を見たときは、身体に異常を感じたときは、早くまわりの者や指導者、監視の人に知らせる。
- ・溺者発生のときは、救助法を用いて陸に上げ、人工呼吸法及びAEDを使用するとともに、一方では医者あるいは救急車を呼ぶ。

オ. 約束事項

- ・飛び込みはしないこと。
- ・悪ふざけ、乱暴な行為をしないこと。
- ・プールサイドを走らないこと。

- ・プールサイドで飲食しないこと。
- ・途中で便所に行くときは、指導者あるいは監視の人に知らせること。

### (3) 遊泳後

- ア. 「上がり」の合図で、速やかにプールから出させる。沈んでいる溺者がいないかどうか発見するため、監視者はプールの中（特にプール底）を確認する。
- イ. 人員点呼し、速やかに異常の有無を確認する。
- ウ. シャワーで身体や顔をよく洗う。
- エ. 耳の中の水をとらせる。
- オ. プールサイドの掃除をさせる。バケツで水を流しながらデッキブラシで洗う。  
プールサイドの排水口のゴミを取る。
- カ. 帰る途中道草をせず、交通事故にあわないように注意して帰宅するよう、指導者・監視者が声掛けをする。

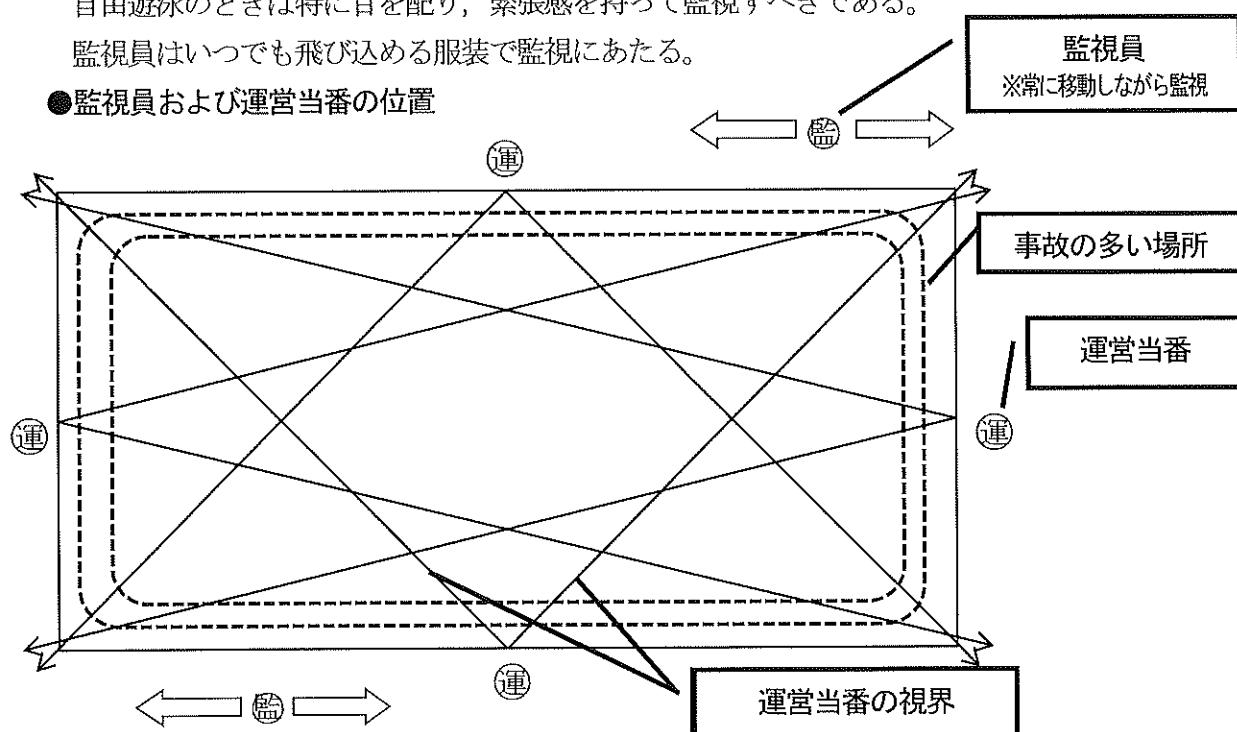
## 5. 水泳監視の必要性と監視員、運営当番の心構え

児童がプールに入っているときは陸上監視が必要である。水中ゲームや泳法指導のとき、指導者が児童と一緒にプールに入っている場合でも、陸上監視は必要である。

自由遊泳のときは特に目を配り、緊張感を持って監視すべきである。

監視員はいつでも飛び込める服装で監視にあたる。

### ●監視員および運営当番の位置



プールの各辺の真中にそれぞれ位置し、相手の足元からその左右、そして自分の足元まで目をよく動かして監視する。できるだけ太陽を背にしたり、対角線上に立ったりして、常にプール内の状況に気を配っていることが大切である。プールから目を離して他の監視員や運営当番と世間話に興じたりするのは重大な事故にもつながりかねず、絶対にあってはならないことである。

児童がプールから出たあとは、自分の視界を指差して確認する習慣をつけたい。

## II プールでの救急法

### 1. プールでの事故

- (1) プールサイドで走って転倒し,
  - ア 手足の擦過傷やひどい時は挫創、裂創をおこす。
  - イ 頭部をプールサイドや飛び込み台の角に打ち付け、割創や単純打撲から脳しんとう、ひどい時は脳内出血をおこす。
- (2) 無理な飛び込みによる頭皮下血腫（こぶ）、むち打ち症、ひどいときは頸骨骨折をおこす。
- (3) プールで泳いでいる時,
  - ア 手足のけいれんや、体の一部に痛みを感じる。
  - イ 顔色不良、吐き気、唇のチアノーゼ、立ちくらみ、じんましん、寒気、激しい息切れ、鼻血。
  - ウ 遊泳中に暴れたり、ふざけたりして衝突する。
  - エ 溺れる。

### 2. 手当の方法

#### (1) 擦過傷

損傷は皮膚の表面でごく薄い範囲である。その部分の毛細血管も損傷されるため血がにじむが、出血量はわずかである。

☆ 洗浄を第一に心がけ、汚れが付着している場合は水でよく洗い流し、その後消毒をする。

#### (2) 挫創、裂創、割創

皮膚および皮下組織を離断し多くは同時に血管も切断するので出血も多い。頭部の割創の場合は、頭皮の下に硬い骨があるため、全層にわたって大きく割れ裂けることが多い。しかも頭皮には血管が多いので、出血が著しい。

☆ 出血量が多いため、傷の位置や大きさがわからず、また児童も血に驚いて不安が強い。

まず出血創を滅菌ガーゼで圧迫して止血を図るとともに、周囲の血を素早く拭き取る。そうすると、おおよそ傷の状態が了解できるので素早く傷を調べる。

◎ 応急処置後、病院へ移送する。

#### (3) 頭部打撲

転んで後頭部を打ったり、出会い頭に鉢合わせをしたりするなど、こぶを作る程度のものから脳内出血を起こすものまで種々の段階がある。

☆ 軽傷の場合は、頭部の打った所を指し示させ、そっと触ってみる。子どもの頭皮は、頭蓋骨との結びつきが大人ほどしっかりとしていないため、安易にはがれ皮下血腫をおこしやすいので、皮下血腫があるかどうか確かめる。軽い打撲であっても遊泳を中止させ、受傷後1時間は安静にさせ、頭痛、吐き気、嘔吐、意識障害などの徴候が現れてこないか観察をする。

◎ 重傷の場合は、ただちに救急車の手配をし、病院へ移送する。

## (4) むちうち症、頸骨骨折

◎ 重症の場合は、ただちに救急車の手配をし、病院へ移送する。

## (5) 手足のけいれん

筋肉の硬直によるこむら返りは、ふくらはぎの筋肉の一過性のけいれん性収縮で突然起こる。

☆ プールサイドに腰をおろさせ、両手を後ろについて上体を支えさせる。処置をする者は、片方の手で児童の膝を押さえ、もう一方の手で足のつま先を足の甲の方へ引っ張る。ふくらはぎの筋肉をよく伸ばすとおさまる。

☆ 治ってもすぐ歩き出すと再発することがあるので、しばらく休ませ、軽いマッサージを行う。

☆ 起こった方の足と同じ手で、足の親指をつかみ、足の甲の方へ引っ張り、ふくらはぎを伸ばすようにするとよいので、遊泳中に起こりやすい児童にはあらかじめ教えておく。

## (6) 顔色不良、唇のチアノーゼ、寒気

体が冷えると熱を逃がさないように血管が縮んで血液の流れが減少し、唇の色が紫色に変わる。

☆ 遊泳を中止させ、体を暖める。

## (7) 立ちくらみ、脳貧血、貧血

立ちくらみは、目の前が真っ暗になるが、意識を失うまでには至らない状態である。

脳貧血では、目の前が真っ暗になり、意識を失って倒れ、顔色が蒼白になり冷や汗をかき、皮膚が冷たくなる。立ちくらみと脳貧血の原因は低血圧であることが多い。

血色素不足による貧血では、めまいはしても、意識を失うことはほとんどない。

☆ プールサイドの直射日光の当たらない涼しい場所に足の方を高くして寝かせる。

☆ 衣服を緩め、楽に呼吸ができるようにし、毛布などで体を保温する。気道を確保する体位を保ち、意識が回復するまでは飲み物を与えない。意識が戻ったら、温かい飲み物を少しづつ与える。

☆ 倒れたときにケガをしなかったかどうかを調べる。

## (8) 鼻血

出血側と出血部位を確認する。

☆ 親指と人差し指で小鼻の少し上をしっかりと押さえさせ、あごを引いて口で息をしながら血を止める。

☆ 椅子などに座らせ、気持ちを落ち着かせる。

☆ 圧迫して5～6分経ってもなお止まらない時は、鼻腔に鼻栓を挿入する。鼻栓は奥に入り込まないように、先を少し出しておく。

☆ 鼻の上（鼻根部）を冷たいタオルで冷やす。

☆ 頭をそらせると、のどの方に血が入るので気をつけ、もし口の中に入ったら、すぐに吐き出させ、飲み込まないようにさせる。

☆ 血を見ると気持ちが動転して不安になったりするので、励まして安心させる。

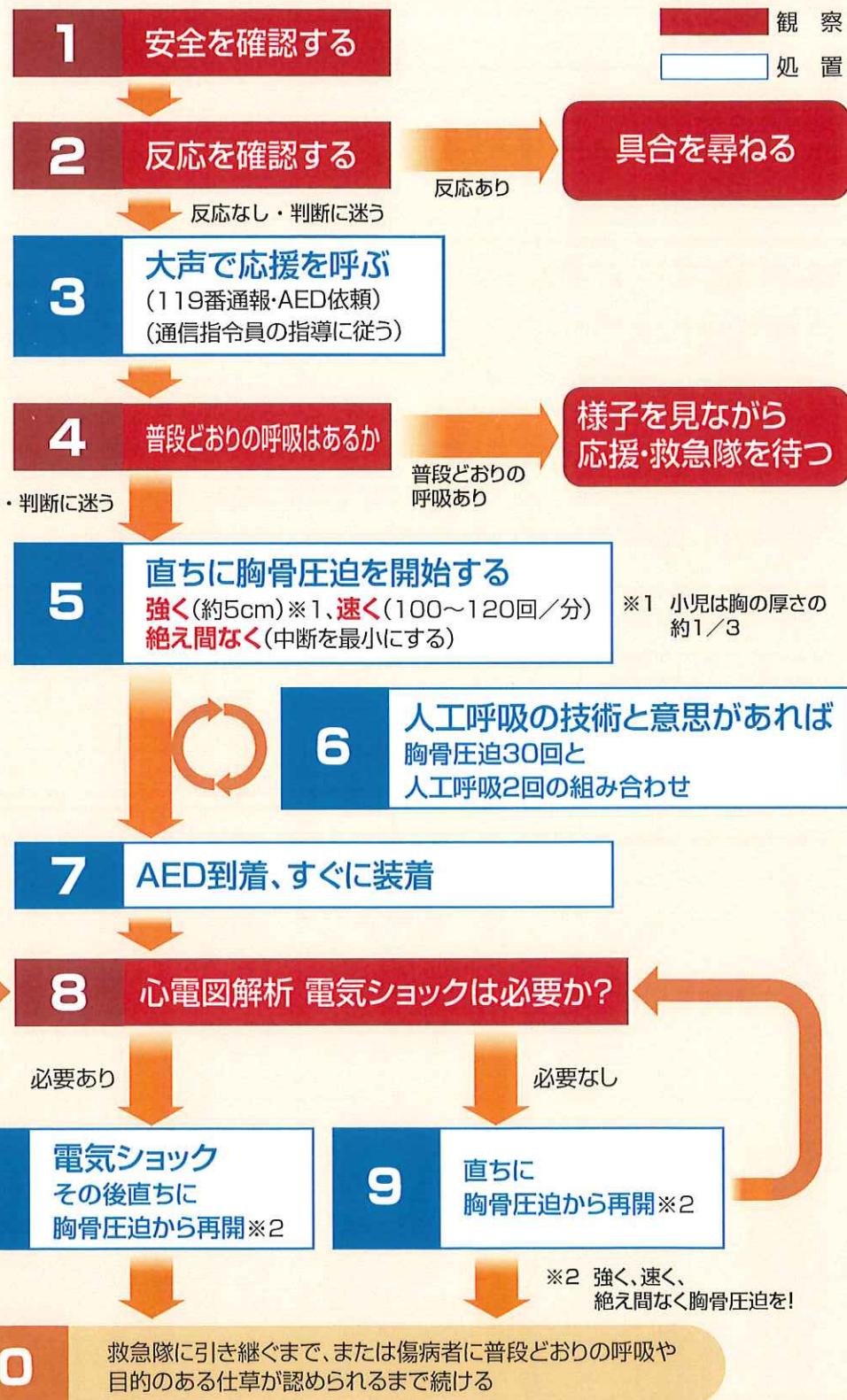
◎ なかなか止まらない場合や、痛みや腫れがひどい場合は、病院へ移送する。

## 3. 救命処置の流れ（心肺蘇生法とAEDの使用）※次ページ以降参照

# 救命処置と止血法

救命処置の流れ(心肺蘇生とAEDの使用)

ガイドライン  
対応



仙台市消防局

救命処置をしっかりと身に付けていただくため、救命講習受講後2年～3年以内の定期的な再受講をおすすめします。

# 心肺蘇生の流れ

## 1 安全の確認

倒れている人の周囲の安全を確認します。



## 2 反応の確認

肩をやさしくたたきながら、大声で呼びかけて、反応を見ます。



## 3 119番通報とAED手配



反応がなければ、大きな声で助けを求めます。協力者が来たら“119番通報”と“AED”を要請します。

※119番通報すると通信指令員から口頭指導を受けることもできます。

## 4 普段どおりの呼吸があるか

普段どおりの呼吸があるかどうかを観察。10秒以内で、胸と腹部の上がり下がりを見ます。



## 5 胸骨圧迫



肘をまっすぐに伸ばして手の付け根の部分に体重をかけ、傷病者の胸が約5cm沈むように強く圧迫します。1分間に100～120回のテンポで30回連続して絶え間なく圧迫します。圧迫と圧迫の間は、胸が元の高さに戻るまで十分に圧迫を解除します。

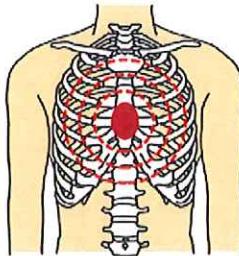
## 6 気道の確保(頭部後屈あご先挙上法)

片手を額に当て、もう一方の手の人差し指と中指の二本をあご先の硬い部分に当てて頭を後ろにのけぞらせ、あご先を上げます。



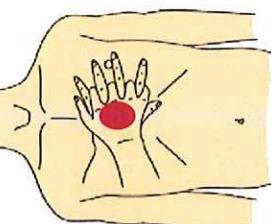
## 胸骨圧迫の部位

胸の真ん中。胸骨の下半分。(左右の真ん中で、かつ、上下の真ん中。)



## 両手の組み方と力を加える部位

胸の真ん中に片方の手の付け根を置き、他方の手をその手の上に重ねます。(両手の指を組むと、より力が集中します。)



## 7 人工呼吸(2回)

鼻をつまみ口を大きく開いて傷病者の口を覆い、息を約1秒間かけて吹き込みます。傷病者の胸が上がるのを確認します。いったん鼻をつまんだ指と口を離し、同じ要領でもう1回吹き込みます。吹き込みは2回まで。



## 8 胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ



胸骨圧迫を30回連続して行った後に、人工呼吸を2回行います。胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ(30:2のサイクル)を救急隊に引き継ぐまで、または傷病者に普段どおりの呼吸や目的のある仕草が出現するまで続けます。

## 感染防止

手元に感染防護具がある場合は使用します。感染防護具を持っていないなどにより、人工呼吸がためらわれる場合や人工呼吸のやり方に自信がない場合には、胸骨圧迫だけを続けてください。

電話のスピーカー機能を活用すれば両手が使えるので、通信指令員の指導を受けながら胸骨圧迫などを行えます。

# AEDの使い方

## AEDを置く場所



AEDは傷病者の頭の近くにおきます。心肺蘇生を行っている途中でAEDが届いたらすぐにAEDを使う準備をします。

## 10 心電図の解析



電極パッドを貼り付けると自動的に心電図の解析が始まります。このとき、誰も傷病者に触れていないことを確認します。

## 9-1 電源を入れる



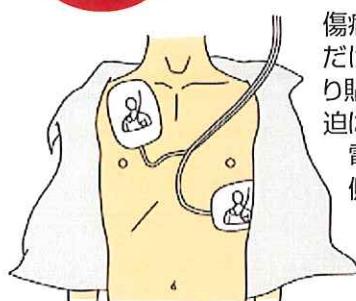
AEDの電源を入れます。  
※種類によって電源ボタンを押すタイプとふたを開けると自動的に電源が入るタイプがあります。

## 11 ショックボタンを押す



AEDが電気ショックの必要があると判断すると自動的に充電が始まります。充電が完了したら、メッセージに従いショックボタンを押してください。  
このとき、誰も傷病者に触れていないことを確認してください。

## 9-2 電極パッドを貼り付ける



傷病者の衣服を取り除き、胸をはだけ、電極パッドを胸部にしっかりと貼り付けます。この間も胸骨圧迫は続けます。  
電極パッドは、右前胸部及び左側胸部の位置に貼り付けます。

濡れてない!  
心臓ペースメーカー  
もない!  
貼り薬もない!  
よし!!



※機種により電極パッドのケーブルを本体に差し込むものもあります。

## 12 心肺蘇生を再開



電気ショックが完了すると、「直ちに胸骨圧迫を開始してください」などの音声メッセージが流れますので、これに従って、直ちに胸骨圧迫から心肺蘇生を再開します。

## 止血法

### 直接圧迫止血の方法

きれいなガーゼやハンカチ、タオルなどを重ねて傷口に当て、その上から手で圧迫します。



止血の手当てを行うときは、感染防止のため、血液に直接触れないように、ゴム手袋やビニール袋を使用します。

# 救命処置の年齢別比較

年 齢 救命処置	成 人	小 児	乳 児 (1歳未満)		
通 報	周囲の安全が確認されたら、肩をやさしくたたきながら、大声で呼びかけて、何らかの応答や反応がない場合、判断に迷う場合は大声で助けを呼ぶ				
	119番通報とAEDの手配				
呼吸を見る	胸と腹部を見て普段どおりの呼吸をしていない、普段どおりの呼吸かわからない、判断に迷う				
心肺蘇生の開始					
胸骨圧迫	圧迫の位置	胸の真ん中 (左右の真ん中で、かつ、上下の真ん中)			
	圧迫の方法	両手(指を組む)で	両手(指を組む) または、片手		
	圧迫の深さ	約5cm	胸の厚さの約1/3		
	圧迫のテンポ	100~120回/分の速さ			
	胸骨圧迫と人工呼吸の比	30:2			
気道確保・人工呼吸 (省略可能)	気道の確保は、頭部後屈あご先挙上法で行う				
	約1秒間かけて2回吹き込む・胸の上がりが見える程度				
	口 対 口		口 対 口鼻		
A E D	装着のタイミング	到着次第			
	電極パッド	小学生～大人用パッド	未就学児(小学校入学前)に対しては、未就学児用パッドや未就学児モードを用いる (未就学児用パッドがない場合、小学生～大人用パッドを用いる)		
	電気ショック後の対応	直ちに心肺蘇生を再開(約2分ごと)			
気道異物	反応あり	強い咳をさせる 背部叩打法 腹部突き上げ法	胸部突き上げ法 背部叩打法		
	反応なし	通常の心肺蘇生の手順			

## 問い合わせ先

- 仙台市青葉消防署 Tel 234-1121(代) ●仙台市宮城野消防署 Tel 284-9211(代)
- 仙台市若林消防署 Tel 282-0119(代) ●仙台市太白消防署 Tel 244-1119(代)
- 仙台市泉消防署 Tel 373-0119(代) ●仙台市宮城消防署 Tel 392-8119(代)
- 公益社団法人仙台市防災安全協会 Tel 271-1211

## 熱中症対策に関する参考情報

**環境省 热中症予防サイト** <http://www.wbgt.env.go.jp/>

暑さ指数（WBGT）の実況予測値や、気温と暑さ指数による運動の指針等が掲載されています。夏季プール開放の可否を各校で判断する際の参考情報としてお使いください。

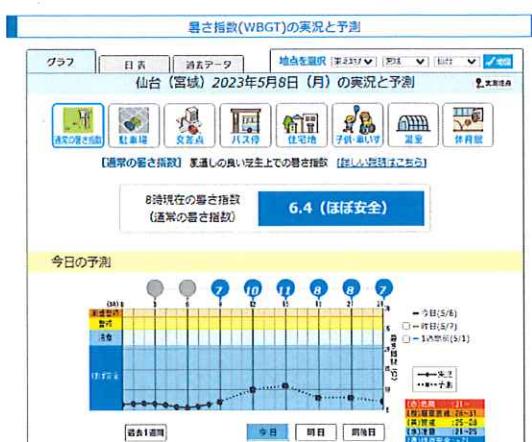
※掲載情報の参考です。詳細は上記サイトをご覧ください。



### ●運動に関する指針

熱中症予防運動指針		
気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	
35°C以上	31°C以上	運動は原則中止 皆別の場合は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31~35°C	28~31°C	厳重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10~20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
28~31°C	25~28°C	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24~28°C	21~25°C	注意 (積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の危険に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24°C未満	21°C未満	ほぼ安全 (適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、足満の人や暑さに慣れていない人など  
(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より



(参考) 環境省公式LINEでも、熱中症警戒アラートや暑さ指数について配信している。

**学校屋外プールにおける熱中症対策パンフレット**

[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen\\_school/H30nettyuusyouPoolPamphlet/h30nettyuusyou\\_pool.pdf](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/H30nettyuusyouPoolPamphlet/h30nettyuusyou_pool.pdf)  
※パンフレット名称で検索できます。



夏季の貴重な水泳活動の機会が確保されることの一助となるよう学校関係者に普及啓発を行うことを目的に作成されたものです。熱中症予防の留意点等が分かりやすい8ページで構成されています。

※本パンフレットを参考にされる場合でも、夏季プール開放はあくまで生涯学習の場として実施されるものですが、水泳活動の機会確保面のみならず、児童生徒等の安全確保を第一としてご判断ください。



---

令和7年度 仙台市小中学校 夏季プール開放事業運営の手引

編集・発行 仙台市教育委員会 生涯学習課

〒980-0011

仙台市青葉区上杉一丁目5番12号

Tel 022-214-8887

Fax 022-268-4822

発行日 令和7年5月

---